平成31年度1月定例委員会

○ 日時:令和2年1月8日(金) 10:00~(議事)

○ 場所:地域活力センター 1階 会議室1

それでは1月の定例会の方を開始したいと思います。会長よろしくお願いし 事務局 おはようございます。新年あけましておめでとうございます。今年もよろし 会長 くお願いいたします。いよいよ 2020 年ということで昨年は日本でラグビー ワールドカップで大賑わいでしたが、今年は東京オリンピックがあり、また 全国的には活気がある年になるのかなと思いますが、昨年は農業関係では集 中豪雨や台風の被害が非常に大きくて、また漁業の方もさんまが捕れなかっ たとかいろんな、第一産業にとったら大変厳しい年でしたが、年明け ないように祈るばかりです。また世界情勢をみてみると非常に怖い話がでて きております。第三次世界大戦が始まるんではないかというような話が出て きて、非常に先行き不安な世の中ですけれど、梼原町農業委員会として、定 められている農地利用に少しでも進めれるように取り組めたらなと思って おります。そのためには協力もしていただいておりますので、ぜひとも事務 局の充実、これを図っていただかないと、基本ができていないと、結果が残 っていかないし活用できないということにつながると思いますので、トップ がどういうかは分かりませんけれど、局長としてはこういう農業員会の声を 計上していただいてダメならダメで仕方ないとそれがトップの考えと受け 止めて行動するということに繋がっていくかなと思います。ぜひともそうい う声をあげていただいて、今県でやっている担当者は非常に苦労していると 思います。そういう点を声を大にして訴えていただいたら非常に嬉しいかな と思っています。それでは新年早々ですけども1月定例会を開催させていた だきますのでよろしくお願いいたします。本日は3件の、議案が提出されて いますので、慎重審議をよろしくおねがいいたします。それでは第一号議案 の農地法第3条の規定による許可申請について議題としたいと思いますの で事務局からの説明をお願いいたします。 事務局 はい。1ページ目第1号議案の横表の方をお願いします。今回議案は3件の うち第1号議案の中で2件の申請が上がってきております。第1件につきま しては広野の方の●●さんから●●さんにたいしての田んぼの売買の異動 です。場所につきましては、15ページの方に記載しておりますが、●●さん のご自宅の横の現在田んぼをされている●●番地になります。こちらの方に

つきましては●●さんの方からも●●さんの方からも相談がありまして、● ●さんの方も今田んぼですけれども、ちょっと畑にしたいなというところも あるそうで。●●さんの方が野菜つくり等をしたいということでご相談があ り、3条の申請に至っております。現地の方も特に現状も農地として活用し ていただいていますし、●●さんにつきましては自身の田んぼもやられてい ますので、特に移譲に関しても問題はないのかなと判断はしております。岡 林委員さんのほうに一緒に現地の方も一緒に見に行っていただきましたが、 何かご意見ありましたらお願いいたします。

岡林委員

昨年まで●●さんの田んぼが 現地も玄関があったらすぐ前が 将来的にもきちっとしていただけるかと。

事務局

それでは続きまして2件目の方も続きで説明させていただきます。こちらの 方は●●さんから●●さんの方に譲渡ということで3筆の売買の申請がでて おります。こちらの方も場所につきましては35ページの方になりますが、 場所的には●●さんの●●のあるとこの裏手。西側の筆になります。これの 形がだいぶハウスとか田んぼの形が若干違うんですが、今申請で出ているの は●●番地●●番地●●番地という3筆になってますが、ここちょっと狭地 直し等をして田んぼが若干形が変わっておりまして●●番地っていう番地 は●●さんのハウスとかも一緒にかかってはいるんですけれども、そこの番 地とちょっと2枚の田んぼになっておりまして、写真の方でみていただきま すと 37 ページがちょうどその境目になってます。新しい境目としてでてま す。実際には●●番地と●●番地のとこに1つ境ができて田んぼが実際には わかれていまして、それ以外のところが大きく39ページのように平たい1 枚の田んぼに今はなっています。その番地の概ねが●●、●●番地の方にな ります。境はだいぶハウスの方に南の方にはよってはいるんですけれども、 一応換地等の話も●●さんにはさせてはいただいたんですが、現時点ではこ の番地の所で譲渡をうけたいということで申請がきております。

実際にはこの田んぼも●●さんがほぼずっとやられている状態ではあったようで、●●さんの方が相続が終わってなかった関係で、今回相続が終わって、正式に名義の変更をしたいということで申請があがってきております。現地の方は中平委員さんのほうに一緒に行っていただいたんですが、すみません、本日は欠席ということでなので委員さんからの意見としては、換地ができてないことに関してはちょっとどうだろうという話はありましてが、田んぼとして譲渡する部分については問題ないのかなという話はいただいております。その2件でした。以上です。

会長

はい。委員さんの方からご意見ご質問がありましたら、お願いします。

事務局

●●さん所は実際にはお金は発生しないという話を聞いていたのですが。

	●●さんの所はお金が発生しております。これ一反に換算してなので、もら
	しっているのは●●万とかいう数字になろうかと思います。10a 単価になりま
	すので。割と高いとは言ってました。本当に遠い将来に対して宅地とかも考しまたい。」
	えたいとは言われてましてので。今すぐにどうこうするというのは考えてな
	いと言われてましたけれども。家の真横ですし、買っておきたいというのは
~	あったようです。
委員	水がなかなかたんぼっていうのは苦労すると思う。
事務局	実際には畑を奥さんがやりたいっていうのと、小さな納屋を建てたいとは言
	ってたです。写真の農道の淵、下の田んぼ向いて道があるので、その淵に小
	さな納屋を建てれたらなとは言ってたんですけども。
会長	最初の●●さんで言いよったけど、面積を消しちょらね。●●番地と書いち
	よったけど。
事務局	これは何の面積ですかね。全然違う面積が書かれていたので修正してくださ
	いということで消してもらったんですけども。他の農地以外のものも買われ
	るようにされちゅうのかどうかはちょっと話の中では出てこなかったので。
会長	●●さんのとこは無償で売買するが?
事務局	はい。無償で。もともとずっと●●さんがやられていたところで、名義を変
	える話の時に●●さんの前のお父さんかなんかの名前に確か。誰の名前か確
	認してないですけども。●●さんの名前になっていて相続ができてなかっ
	て、相続を 28 年にしてからそのまま放置されちょったのかな?今回やっと
	終わったのでということで話があって、名義も正式に変えたいということ
	で。行政書士さんの書類とかいっぱいもってこられていましたけれど、全部
	うちに関係ない書類だったので。●●さんには直接この地番の関係で実は●
	●さんのハウスの玄関軒先が番地にはいっちゅうので、ように●●さんと話
	はしちょかないかんでというのは話していますけど。ハウスの北側の方が一
	部かかっているんですよね。
会長	●●番地にかかっちゅうってことか
事務局	そうですね。●●番地の右の方の所が●●さんのハウスとあと家の前のスペ
	│ │ ースに係っていますので、ここに線を分筆かけるなり、合筆はなかなか難し
	 いのがあるので、分筆はかけた方がいろいろと後々問題にならんと思います
	という話は●●さんの方にはさせてもらったんですけども。
会長	●●番地にひっかかるもんね。元の地主と違う人になるわね。
事務局	そうですね。右にちょっと飛び出しているような形で。
会長	●●番地を分筆しちょってもろうて、半端なやつをもろうた方が後でもめん
	わね。
	· · ·

-	
事務局	そうですね。先に●●さんとの話を済ませて●●さんと●●さんで分筆をち
	ゃんとかけるかどうかっていう話も1つあると思います。今は、●●さんと
	●●さんと話を隣り合わせでやっているので、話はついて状況的にわかって
	らっしゃるみたいですけども、後々息子さんの代とかお孫さんの代になった
	時にもめる1つの原因にはなりかねないので。
会長	分筆してやるっていうたら●●さんは何ちゃせんでかまんけんど、これまた
	やるとなったらまた農業委員会にかけないかん。
事務局	そうですね。3条をもう1回やらないかんけど。3条やけんど、おかしな話
	になりかねんですよね。三年三作の話もあるので。分筆かけたところで3年
	譲渡してっていう話になると●●さんが農地じゃないところで農業するの
	かっていう話になる。ハウスがかかっているのでハウスの問題がでてくる。
	細かく言うといろいろあとあと問題がでてくる。分筆譲渡はちょっと難しい
	ですよね。介錯もできん。
会長	今のことは●●さんには伝えちゅう?
事務局	はい、言ってます。現地で最初申請があった時にちょっと見に行ったので。
	その話はしちゅうがですけど。ここはもともと狭地を 29 年にやってたので
	その時に話でちょっとあそこどういう形になっちょったっけ?って現地は
	見に行ったんですよ。委員さんと行く前に。ちょっとそこはあるなと。●●
	さんのハウスの話もあって、●●さんの方は有限会社の農業法人でもありま
	すし、その辺は整理しとかないと法人のほうもちょっと大変かなと。
事務局長	国調が、これが正確かっていったらそうでもないき、国調の錯誤みたいなこ
	とが一番いいですけどね。国調の線がまちごうちゅう、お互いが了解してこ
	こが境やきって。お互いが境やっていうたらそれで OK ですから。そうやっ
	ていたほうがいいと思います。よくあることですけども。
会長	話して、理解しちょったら。他にありませんでしょうか。なければ第1号議
	案については許可相当ということでよろしいでしょうか。では続きまして第
	2号議案、非農地証明願いについて議題にしたいと思いますので、事務局の
	方よろしくお願いいたします。
事務局	39ページからになります。第2号議案の非農地証明願い。願人につきまして
	は●●さんという大阪にいらっしゃる方でして、今回2筆の非農地証明願い
	がでております。こちらについても、対象農地が2か所になりましてそれぞ
	れでちょっと説明したいと思いますが、いずれも昭和 63 年から宅地造成・
	道路の拡張等で1つの番地のほうにつきましては、仲間の136-1という場所
	なんですけどもこれ法面の上にある場所でして 47 ページ会長のほうに行っ
	ていただいた写真と、48ページ岡林委員の方からちょっと遠方でみていただ
	いていて。小屋の後ろ側、●●さんの●●の裏側の分がずっと法なんですが、

今現状●●さんが維持管理をされてまして、草刈り等はちょっとしていただ いているので見た目はきれいなんですけど、杷木等も植えておりましてそれ を出荷するような畑の者というような感じのものではありません。聞き取り ですと、元々傾斜からの平地があっての田畑だったんですけども、平地の部 分を宅地等々に変更された関係で斜面しか残っていない状況でそこがずっ と農地として残っていたということなので、今回●●さんが相続された後ゆ くゆくは●●さん等に渡したいということもあって。今回非農地証明願いと いうことでこの筆番についてはでてきました。もう1つの方は46ページの 図面の方になりますが、形として長細い縦長の番地になってますが、ここは 以前昔田んぼだったそうですが、残土等が入りその後放置されている状況で 現在の残土状況と竹とかも生えておりまして、現状復旧はほぼ無理かなとい うところで 49 ページ岡林委員さんにも見ていただいてなんかも転がってい るような状況で、栗石なんかも転がっているような状況。岡林委員さんが立 っていうところからちょうど前、草の線がはいっているところが概ね境にな ろうかと思いますが、そういった状況になっています。こちらも●●さんの 所有ですけども実際には●●さんの方に譲渡しをしたいという気持ちはど うもあるようです。そういった名義のこともありますので、今回非農地証明 願いということで両方ともでてきております。63年からということで30年 以上たっておりますので、基準の人工的にやったものとしても 20 年を超え ておりますので非農地証明願いについてはこれでいいのかなというところ は事務局として考えております。現地見ていただいた会長、岡林委員さんご 意見ありましたらお願いします。 岡林委員 ハナモモが今まで繁殖にはきれいに 後者につきましては田ん ぼそのものは川の近くから 現状仕事をやってるかんけいで、作業立法 も残土を入れて今の現状になっております。それからは耕作されてないとい うのが現状です。以上です。 会長 事務局からの説明を終わりました。何かご質問がありましたらお願いしま す。特にありませんでしょうか。ないようでしたら非農地証明相当とういう ことでかまいませんでしょうか。続きまして第3号議案、農業委員会の法令 遵守の申し合わせ決議について議題にしたいと思います。事務局からお願い します。 事務局 はい。それではこの3号議案なんですけども52ページを。高知県農業会議 の方からこういった連絡がきておりまして。これは先日 11 月の時にも話は させてもらったんですけど。各全国で農業員会長が捕まるという事案がでて おりまして、これに内容は前回お話させてもらったんですけども、大きいと こでは転用がわかっているのに3条許可したとか、自分が関わっている案件

に関して決議に参加したりとか、そういったことが実際おきておりました。 今後こういった決議を毎年1回必ず取って農業委員会としてこういったこ とはしませんよ、といったことを決議して農業会議の方に提出していこうと いう流れになっております。農業会議の方も原文とかも作っていただいてそ れを皆さんに周知していただいて農業委員会として申し合わせ決議をして やっていきましょうという流れになってます。うちはちょっと現実的には谷 川委員さん、森田委員さんの案件については決議ができない状況に実際なっ ているので、そういう事態がおきてはないんですけども、以前高橋委員さん の案件とかを高橋さんが退出されてこちらで決議させていただいたような、 ああいったことが本来の姿なのでそういったことを必ずやりましょうとい ったところと、議事録に関してちゃんと公表していってください、というこ とを宣言する。51ページの方農業員会三段表を抜粋して載せてますけど、31 条の部分が自分に関わる部分には参加しませんよ。という部分と 33 条の部 分についてはちゃんとインターネット等で適切に公表してくださいという ことを続けますということの申し上げ決議です。ただ申し訳ないですけども 議事録の公表については遅れております。議事録起こしについては今、臨時 さんとかに手伝ってもらってやってはいただいているんですけども、公表に はいたってないところは正直ありますので、これは事務局としてなんとか対 応したいとは思いますが、そういった不透明なこと等々があり、逮捕事例が 出ているっていうこともありましたので、全国的な話としてこういう決議を 各委員会でやってくれという内容でございます。 3 号議案の表 50 ページの 方に素案を書いております。これ整えてなくて誤字がちょっと一部ありまし て、最終的に提出するまでにはちょっとちゃんと直すようにはいたしますけ ども1番最後の行の法令遵守を徹底しっていうとこにちいさな「っ」がつい ています。これきれいに整えて出すようにしますので、そういった内容です。

会長

今、事務局から説明がありましたが。前回の会の時にも全国の違法な行為というか内容について説明があったと思いますが、そういうことがあって農業員会として公平な方に基づいてやってくださいということを確認する意味で毎年これをやっていくということかなと思います。いわれましたように議事録を公表しなければならないということになっておりますけれども、みなさんご存じのようにうちの農業員会の事務局の方は兼務ということで農業委員会だけのことができない。なかなか議事録を起こすのが精いっぱいということで、そうなると法に基づいての仕事をしてないということになるわけですので、この決議をしたからにはきちっとそれをしていかないといけないということになろうかと思います。そうすると我々農業委員会委員としては事務局対策をしっかりしてほしいということを町の執行部に対して要望を

	していかないと決議をしたけれど、中身が伴ってないという形になるかと思
	いますので、ぜひ局長には当初予算にその計上ときちっと話はしていただき
	たい。結果は町のことですのでどういうふうになるかはわかりませんけれど
	も、今言ったように第33条のことは欠かせてないよねっていうくらいのこと
	は書こうじゃないかということになってくるとおもいますので。その点も併
	せて町長副町長に話していただいて、正直無理であるとか臨時の便でなんと
	か対応するとかいろんな方法はあろうかと思いますので。そういった点はや
	っぱりお願いしたいなと思います。この決について委員さんからなにかあり
	ませんでしょうか。
谷川委員	インターネットで公表とあるんですけども、町のページのどこかに載る?
事務局	そうです。町のHPにPDFとかで載せるように。
会長	ほかの市町村見よったら載ってるやつがあると思います。議会ほど一言一言
	言葉じゃないけども。農業委員会だけは。四万十町が一番かな。今やった審
	議やつを載せちょって問題なければ問題なし。
事務局	一語一句の議事録ではない。
会長	概要を。それでちょっと意見があったら重要なとこの意見をアップしていく
	と。多分うちの議事録はその程度だと思います。そうせんとなかなか議会と
	同じようにしようとしたら。
高橋委員	これ日付は6日で?
事務局	すみません。これ6日ですね。これ8日で。今日の日付になります。
高橋委員	それと、『公平・公平』とあるけど。
事務局	すみません誤字が。公平・公正ですね。県の素案をそのままってこともない
	ですけども、直しながらは。
会長	誤字については局長、目を通しておいてください。他に意見がないようでし
	たら第3号議案の決議をすることについてはかまいませんか?そしたら本
	日付で。以上で議案の方の審議は終わりたいと思います。その他の方で何か
	ありましたらお願いしたいと思います。その他がなければこの資料皆さんに
	配りましたが、これ去年の県の 審議会というところでもらった資料な
	んですが、実際に宿毛のほうでトラクター運転しよって、捕まって免許取り
	消し。というのはどうも特殊をとっちゅうきかまんということででてきちょ
	ったんですが、大型の特殊と小型の特殊では違うという。そこに書いていま
	すように大きさとかありますし、問題は最高速度。最近では機能が良くなっ
	てけっこう出るらしくてこれで捕まったら一切取り消しで2年間とれない
	ということになりますので大変困っている状態が実際に発生しているとい
	うことです。それじゃいかんということで免許を取りにいこうとしたら今は

	,
	自動車学校が混んでいて3月過ぎないと入校できないと言われたと県の方か
	ら出てました。梼原町でもそんなに大きいのを持ってる人はいないかなと思
	ってるんですけども、中にもしかしたら該当する人がいたらいけませんので
	、もしお知り合いの方にいましたらこういうことになるので、路上・道路上
	は運転しないように伝えていただいて。もしそれを使うのであれば免許をと
	っていただくと。
事務局長	これは、畜産公社でも県道をはさんじゅうもんじゃけ、中で乗るのにはいら
	んけど、道路を上下するだけのためにとらさんといかん。道路を渡っただけ
	でいかんという話やき。
事務局	公道を走るときに免許がないとまずアウト。それで15キロ超えたら当然スピ
	ード違反で捕まる。スピード違反は現行犯だからなかなかそうやってみつか
	ることは少ないと思うけど。
委員	トラクターがスピードでるがは販売店が気にせないかんよね。
委員	仲洞は狭地直しして道もよくなって機械も大型化してきゆうき。
会長	スピードがでるもんね。これは気を付けちょかないと高知県でも実際捕まっ
	て免許取り消しになった人はいる。
委員	厳しいね。
会長	2年間取れんということやき、農家にとったら死活問題になる。
高橋委員	小型でもナンバーついてないのが走りゆう時がある。
会長	それも違法よね。
事務局	ナンバーつけてない車がはしりゆうのと一緒なので取り消しになるんじゃ
	?軽トラにナンバーつけんと走りゆうのと一緒なんで。
会長	取り消しまでいかんでも免停になるんじゃ?
委員	緑のナンバーをつけてはしりゆう人もおるにはおるけんど。あれやったらか
	まんがやないか?
委員	どっちにしても引っかかるわね。
事務局	一応税に確認したらですね、いわゆる軽自動車の緑ナンバーで常用で小型特
	殊っていうので許可を出して発行はしゆうようです。大型はまだ出してない
	といってたんですけども。トラクターにつけるナンバープレートの場所がな
	いので変なつけかたしちょったりするのがあるんですけども、大型特殊は今
	のとこ出してないと言っていたので。常用で道路を走るという前提の車やと
	それ以外は基本的には道路を走らないという前提。
会長	ということでもし知り合いとかがいたら気をつけちょってください。
	他にありませんでしょうか。なければ次回の日程を。
事務局	どうしましょう今月2回やるか。

会長	審議せないかんものが出てきそうやったらやっちゃらんと遅れるっていう
	話よね。
事務局	前回12月を休みの関係で飛ばしたので、40日以内に申請が出た場合絶対
	にしないといけないっていうのがあって、前回ご相談案件が11月末くらい
	にあってぎりぎりだったんですよ、実は。なんで今回8日にやってますので
	これで40日っていうルールをやるとすれば2月の中盤くらいには1回や
	っておかないといかんってことですよね。月のローテーションの関係で。月
	初にやるとみんなけっこうバタバタされるので。3月は特に森田委員の議会
	の関係もでてくるのでずらしぎみでやるようにスケジュールを。
事務局長	(議会は)9日の週じゃないかな?第2週くらいやと思う。
会長	それには引っかからんろう。
事務局	そうですね。今めいっぱい時間とって2月の10日の週か17の頭の週か。17の
	週でも大丈夫だと思います。今のところ(案件)はでてないです。相談案件
	はありますけど、すぐに出てきそうな感じはないです。一応今農振除外の募
	集をかけてますので、それは2月の末の締め切りにしてますので、その議案
	は3月に出てくると思います。
会長	今週出てこんかったら14日か。
事務局	今、高知の行政書士さんから非農地証明願の関係で20何筆っていう相談が出
	てるのはあります。それは一応ちょっと事前に情報をいただいて精査したら
	非農地じゃなかったとこが結構はいってまして、どうも県外の方がいっぺん
	に行政書士さんにやってもらおうとして相談したそうなんです。精査したら
	現状中山間の直接支払もらってるとこもあったのでこれは本人にちゃんと
	確認してから出しなおしてくださいと1か月くらい前に返したんですけどそ
	れが整理してでてくるとたぶん仕上がってでてくるので、すぐ受付せんとい
	かんなるので40日ルールがちょっと心配しゆうところは。多分事前には連絡
	はあるともいますが。たぶん17日の週で大丈夫だと思います。
会長	12.13.14でやれば。
事務局	すいません。この週会検があたりそうなんです。
会長	14日以降になるかもしれんけど、決めてもらって早めに連絡を。
事務局	はい。
委員	これは部落配布はする予定?
事務局	広報にいれるようにしましょうか?
委員	最高速度の理解力。僕ら15キロ以上ださないと大丈夫よっていう感じやけ
	ど、それでも能力があったらいかんということになったら。けっこう長いこ
	と乗っていく人おるがよ。

会長	広報でなくても回覧でもかまんき、まわしちょったらいいと思う。
事務局	じゃあちょっと回覧で。総務のほうと相談してみます。いれること自体はで
	きると思います。ただ問い合わせをうちにされても困る
会長	ほかにありませんでしょうか。なければ以上で1月定例会を終わりたいと思
	います。
	議 事 進 行 役
	会 長: 山本 正澄
	署名議員
	委 員: 森田 呂弥
	委 員: 谷川 恵美